

第4回座間味村議会臨時会

第1日目

8月9日

平成28年第4回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成28年8月9日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成28年8月9日 午後1時30分 議長宣言		
	閉 会	平成28年8月9日 午後1時57分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	3 番	宮 平 喜 文	5 番	垣 花 太 郎
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	副 村 長	宮 平 真由美		
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	垣 花 健		
	産業振興課長	中 村 悟		
	会 計 課 長	宮 平 壮一郎		
	教 育 課 長	野 崎 進		

平成28年第4回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成28年8月9日午後1時30分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明（議案第33号～議案第35号まで）
4	議案第33号	工事請負契約について
5	議案第34号	座間味村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
6	議案第35号	平成28年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について
7	請願第1号	泊ふ頭岸壁使用に関する請願書

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成28年第4回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午後1時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 宮平喜文議員及び5番 垣花太郎議員を指名します。

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．議案第33号 工事請負契約についてから議案第35号 平成28年度座間味村一般会計補正予算（第3号）についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

本日は、村長が出張中のため私のほうで代理をさせていただいて、説明させていただきます。

議案第33号

工事請負契約について

平成28年度村道座間味阿佐線道路改良工事（1工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 平成28年度村道座間味阿佐線道路改良工事（1工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 99,144,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額7,344,000円）
- 4 契約の相手方 糸満市西崎町5丁目6番地3
有限会社 たましろ建設
代表取締役 玉城 弘一

平成28年8月9日提出

座間味村職務代理人 座間味村副村長 宮 平 真由美

提案理由

平成28年度村道座間味阿佐線道路改良工事（1工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第34号

座間味村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成28年8月9日提出

座間味村職務代理者 座間味村副村長 宮 平 真由美

提案理由

指定ごみ袋の利用区分を見直すため、本条例を改正する必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

条例第12号

座間味村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

座間味村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年座間味村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条中別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

区 分		手数料	
処分手数料	村が収集し、運搬し、及び処分する廃棄物のうち燃えるごみ、燃えないごみ	村の指定するごみ袋1枚につき	特大60円
			大40円
			小20円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第35号

平成28年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成28年8月9日提出

座間味村職務代理者
副村長 宮 平 真由美

平成28年度座間味村一般会計補正予算（第3号）

平成28年度座間味村一般会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,831千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,158,532千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月9日提出

座間味村職務代理者
副村長 宮 平 真由美

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		840,000	4,831	844,831
	1 地方交付税	840,000	4,831	844,831
歳入合計		2,153,701	4,831	2,158,532

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		853,558	3,802	857,360
	1 総務管理費	823,706	3,802	827,508
4 衛生費		156,640	1,029	157,669
	1 保健衛生費	103,453	1,029	104,482
歳出合計		2,153,701	4,831	2,158,532

内容のほうですが、歳出のほうですね。今回の補正はクーラーの修繕費と保健センターの給湯関係の修繕に充てております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第4. 議案第33号 工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮平譲治議員。

○ 2番 (宮平譲治議員)

何件の指名参加があったのかお答えください。

○ 議長 (宮里祐司)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長 (宮里祐司)

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長 (中村 悟)

今回の平成28年度村道座間味阿佐線道路改良工事(1工区)ですけれども、指名業者は9者となっております。そのうち辞退が3者です。

○ 議長 (宮里祐司)

2番 宮平譲治議員。

○ 2番 (宮平譲治議員)

わかりました。私は初めて聞く業者の名前なのですが、座間味村での実績などはあるのでしょうか。また、離島での経験があるのかお聞きします。

○ 議長 (宮里祐司)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長 (中村 悟)

9者とも経験があると捉えております。済みません、7者のうちですか、9者ですよ…。落札したところ。はい、実績あります。

○ 議長 (宮里祐司)

よろしいですか、譲治議員。2番 宮平譲治議員。

○ 2番 (宮平譲治議員)

工期は、いつからいつごろまでの期間でしょうか。

○ 議長 (宮里祐司)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長 (中村 悟)

工期は、ただいま仮契約中でありまして、本議会を通過した後、正式に契約、そして12月を工期としております。

○ 議長 (宮里祐司)

2番 宮平譲治議員。

○ 2番 (宮平譲治議員)

夏場の観光シーズン、忙しい期間中も工事中ということだと思うんですが、観光客にも迷惑をかけないように工事の配慮をよろしくお願いします。

それと阿佐線の一部用地絡みでトラブルとあると思うんですが、用地交渉等はスムーズにいつているのでしょうか、お聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

これは平成28年度事業で、第2工区で準備を進めております。用地買収に関しては、今、弁護士と調整を行いながら用地買収へ向けて準備を進めているところであります。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

後手後手に回って、後で大きな問題にならないように、しっかりとその辺もちゃんとよろしく願います。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。なければ進行しますがよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 工事請負契約について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第33号 工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第34号 座間味村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

この条例改正の目的を聞きたいのですが、今では指定ごみ袋に入れて、それから料金が発生し、ごみ処理の予算に充てていると思うんですが、これを指定ごみ袋じゃない透明の袋であるというふうに改正されていますが、それに見合ったりサイクルからの収益が上がるという見込みなのでしょうか、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

まず、今回の改正の趣旨ですけれども、御存じのように、今座間味村は那覇市と南風原町で運営しているクリーンセンターに処理を委託しておりますので、当然、分別の仕方も同じじゃないとおかしいだろうということがまず前提です。確かに指定袋で出さない分、収入は減るといいますか、今まで収益があったのに有料袋をさらに使って、売っていたわけですね、資源ごみというのは。そこで収益があるのにさらに指定袋から収入を得るといえるのは、ちょっとおかしいんじゃないかという御指摘も以前からありましたので、その辺も踏まえて住民の負担が余らないようにという方向で今回の改正を予定しております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。住民にとってなるべく負担がないようなごみの処理ができれば本当に助かると思います。

もう1つ、現場のほうでいろいろ問題を感じたんですが、このリサイクルのペットボトルのごみの持ち出し等に、現場のほうは相当苦勞していると私は思ったのですが、この後、泊のバースの件も出るんですが、現在のフェリーバースでのごみ処理車の運搬、また向こうでの引き取り等でパッカー車等、ペットボトルリサイクル等はユニック等で運んでいると思うんですが、泊での置き場確保に問題というか、うまくスムーズに流れていなくて、ペットボトルの持ち出しが簡単にできない状況だということを聞いたのですが、その辺は現場等、しっかりと事務方ではどういう話ができているのかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

ただいま質疑にありました件については、申しわけありません。私のほうでは承知していませんので、議会終了後、確認をさせていただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

担当のほうには、この件だけじゃなくて、ごみの問題についてはいろいろ提案、相談等をしているんですが、なかなか簡単に動いてくれなくて、私もちょっと一緒に手伝いながらやろうかと思っているんですが、もっと担当が、担当から何の声も聞こえていないのかもしれないんですが、もっと現場のほうをちゃんと課としても、役場組織としてもうちょっと現場に負担がかからないような、今、相当な量のペットボトルが、トン袋に入って余り目立たないのかもしれないんですが、相当な量のペットボトルが山積みになっています。その辺、ちょっと確認をして今後の対策を考えてください。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

御指摘のありました件については、早速現場を確認して対応させていただきます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 座間味村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第34号 座間味村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第35号 平成28年度座間味村一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

一番最後の6ページ、先ほどの説明で副村長より、各総合センター、それから阿嘉保健センター、阿真公民館、コミュニティークーラー修理修繕費となっていますけれども、この阿真公民館、コミュニティークーラー、コミュニティーというのはこれはまた座間味の公民館のことを指しているのか。それとも別々ですか、ちょっとそこら辺。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(垣花 健)

阿真の公民館は公民館、コミュニティーセンターは公民館として座間味区が使用しているコミュニティーセンターのことです。

○ 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

わかりました。それでですね、確かに私たち座間味に住んでいて、座間味の離島総合センター、毎回のように、せんだつても2日前にも総会がありましたけれども、確かに暑いです。ただ、今気になるのは、これからクーラー修繕して、さらに資料センターをつくって、これは後々壊すというような話も前回からずっと議会の流れで聞いているんですけども、それはどうしても必要ということで今回予算を計上していますか。ちょっとその辺をお聞きします。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(垣花 健)

御指摘のように、古くなった総合センターにお金をかけるのかということもあったんですけども、お年寄りの集まりとか各総会等においてかなりの暑さがあるということで、熱中症対策とかその辺の健康面を考慮すると、総合センターもすぐ取り壊すわけではございませんので、しばらくは使用していくということで今回修理するということにしております。

○ 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

わかりました。以上です。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

たびたび済みません。じゃあ、残りの慶留間とか阿佐とか、他のコミュニティー、あるいは公民館では修繕の必要性は今のところないということですか。というのは、阿真もやる、座間味のコミュニティーもやる、

それから総合センターもやる。ところが後で阿佐も壊れていたんだとかということはないかどうか。最後にそれを確認します。慶留間も含めて。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

現段階で私が修繕が必要だと聞いているのは、今回、補正に上げた箇所のみになります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。これはですね、方言でいうカタワジャがないといったら失礼な言い方ですけども、当然、阿佐も慶留間も公民館はあるわけですから、当然これをやったからにはワッター、アタルムンヤーということがないように十分注意して行って進めてほしいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。なければ進行します。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成28年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第35号 平成28年度座間味村一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 請願第1号 泊ふ頭岸壁使用に関する請願書を議題とします。

お諮りします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

ないようですので、討論なしと認めます。

これから請願第1号 泊ふ頭岸壁使用に関する請願書を採決します。この採決は、起立によって行います。請願第1号 泊ふ頭岸壁使用に関する請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

賛成者多数、全会一致となります。ありがとうございます。したがって請願第1号 泊ふ頭岸壁使用に関する請願書は、採択することに決定しました。

泊ふ頭岸壁使用に関する請願書

紹介議員 宮平 善文

紹介議員 中村 勇

泊ふ頭岸壁使用に関する請願書

1. 請願の趣旨

- (1) 「新造船フェリーざまみ3」係留設備の早期着工と「クイーンざまみ3」現岸壁の継続使用を求める。
- (2) 「新造船フェリーざまみ3」係留設備の早期着工と「クイーンざまみ3」現岸壁の継続使用を求め座間味村、沖縄県、関係執行機関に対し意見書を提出するよう強く求める。

2. 請願の理由

私共、座間味村商工会、座間味村漁業協同組合、一般社団法人座間味ダイビング協会、一般社団法人座間味村ホエールウォッチング協会は、村民の重要な生活航路「フェリーざまみ」の老朽化に伴い、現在建造中である「フェリーざまみ3」の11月1日就航を心待ちにしております。

新造船「フェリーざまみ3」は既存フェリーに比べ全長が長くなることから、船首の係船用設備を新設する事と水底の浚渫も合わせて行うことは、昨今の新聞報道で承知しております。

今回私共が危惧する案件は、現在のフェリーざまみの対岸岸壁を使用している放置船を含め船舶を数籍所有する観光事業者より、新造船係留設備の新設、及び新造船船首が現在より長くなる事で、安里川河口の水流を乱し、自船の保守管理が難しくなると根拠の無い自論による申し出により、本村所有の高速船「クイーンざまみ3」と使用岸壁交換を座間味村側に求めている事です。

生活物資を輸送する新造船フェリーざまみ3の就航もさる事ながら、高速船クイーンざまみ3は、沖縄本島に身寄りの無い高齢者や乳幼児の日帰り検診、また村内で受診が出来ない歯科検診、行政を含む村内個人、法人、各団体の日帰りでの各種手続き等を行う為の手段として、フェリーざまみ同様村民の生活航路として重要な役割を果たしております。

「クイーンざまみ3」の船長、機関長、乗組員（以後船舶管理者）のヒヤリングでは「現在の係船場所は、安里川河口から200mの位置にあり、多雨期には安里川から流れ出る浮遊物等で冷却水系統が詰まり、数回の欠航を余儀なくされている状況。

このような現状況にも関わらず、係船場所交換を求められた場所は、今より更に河口に近く、現在よりエンジン系統トラブルが多く起こる事が想定される。更に河口直下という悪条件に加え、浚渫出来る深さ制限が3.5m（本船の喫水2.8m）との制限がある事から、大潮の干潮時や波高の高い時には、プロペラ、舵、船体の損傷が十分想定され、安全な航行が阻害されるとの見解を踏まえ、私共としましても危惧しております。つきましては、趣旨のとおり請願致します。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

平成28年8月2日

座間味村議会議長 宮里祐司 殿

請願者代表

座間味村商工会

会長 宮平安弘

沖縄県島尻郡座間味村座間味94番地

請願者一同

座間味村漁業協同組合

組合長 大城 晃

沖縄県島尻郡座間味村座間味94番地

一般社団法人座間味ダイビング協会

会長 又吉英夫

沖縄県島尻郡座間味村字座間味95番地

一般社団法人座間味村ホエールウォッチング協会

会長 中村 毅

沖縄県島尻郡座間味村字座間味地先1番地

○ 議長（宮里祐司）

これで本日の日程を全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成28年第4回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午後1時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 宮 平 喜 文

署名議員 垣 花 太 郎